



社団法人熊本県建設業協会 様

減推第 297 号  
平成24年10月5日

熊本市長 幸山 政史



PCB含有重電機器の適正な取扱いの徹底について（依頼）

平素より環境行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、微量PCBを含む重電機器の取扱いについて、本市より平成20年12月11日廃指第476号にてお願いしているところですが、今般、環境省が当該機器の製造時期について再検証（以前は1989年までが対象と発表）を行った結果、高圧コンデンサについては1990年（以前本市通知と同じ）、高圧トランスについては1993年までの製造機器に微量PCB混入の可能性があることが判明し、別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴協会におかれては、協会員各位様に建築物等の解体に際して、当該年以前\*の重電機器を撤去する場合には、重電機器使用者に対し分析調査等による不含証明を求めていただくよう周知方よろしくお願い申し上げます。

※ 絶縁油交換機器及び日本電機工業会非加盟メーカー機器等については、その後の製造年でも混入の可能性があるため、分析調査が必要です。

【連絡先】

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市ごみ減量推進課 八浪

TEL:096-328-2365 FAX:096-359-9945

環廃産発第120921306号  
平成24年9月21日

各都道府県市産業廃棄物担当部局長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課長



「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」（PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会報告書）における留意事項等について

日頃より産業廃棄物対策に御尽力いただき感謝申し上げます。

環境省では、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」）の施行から10年が経過したことから、同法附則第2条を踏まえ、平成23年10月に「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（以下「検討委員会」）を設置し、施行状況の検討等を行ってきました。各都道府県及びPCB特措法施行令第4条に規定する市（以下「都道府県市」）におかれでは、本検討委員会での検討に当たり、漏えい・紛失事案の調査などに御協力いただき感謝申し上げます。

今般、検討委員会の報告書「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」がとりまとめられ、同報告書において特に都道府県市に御留意いただきたい点などを下記のとおりまとめました。各都道府県市においては、報告書及び下記を参考とし、今後のPCB廃棄物対策に関する取組の充実を図っていただきますようお願いいたします。

#### 記

#### （1） 地元地域との連携・協力について（報告書「6. 今後の処理推進に当たっての基本的な考え方」関係）

拠点的広域処理施設が立地する地元自治体においては、年に数回、PCB処理事業の安全な操業等の確認のため監視委員会等を開催するなど高い注意を払うことで地元の理解の醸成等に努めている。

拠点的広域処理施設の地元以外の府県市においては、このような地元の重要な貢献を認識し、地元自治体の取組に対して可能な支援協力を行うことが望ま

れる。このため、特に各府県市においては、早期処理の推進に取り組むことが必要であり、未届出・未登録者の掘り起こし、処理施設への適正かつ円滑な搬入などに取り組むことが重要である。

(2) 都道府県市の責務・役割について（報告書「7. 各主体の責務・役割」関係）

都道府県市は、未届出のPCB廃棄物がないように保管事業者へ届出を徹底させ、当該地域内のPCB廃棄物の存在状況を詳細かつ具体的に把握することが必要である。また、PCB廃棄物の漏えいや紛失等が発生しないよう、当該都道府県市の区域内に存在するPCB廃棄物の保管及び処分の状況を実地に把握し、適正な保管や早期処理の促進等について保管事業者に対し必要な指導を行い、PCBの環境中への放出を防止することが必要である。さらに、処分に当たっての安全な収集運搬の確保のための収集運搬業者への指導を行うこと、都道府県市が相互に連携して拠点的広域処理施設への計画的な搬入が図られるよう努めることなどが必要である。

(3) 高圧トランス・コンデンサ等について（報告書「8-1 高圧トランス・コンデンサ等」関係）

① PCB特措法第8条に基づき届け出られた廃棄物について、届出情報によっては高圧トランス・コンデンサ等か微量PCB汚染廃電気機器等の識別がつかないものが少なくないため、PCB廃棄物の種類ごとの廃棄物量を十分に把握できない状況である。今後、報告書を踏まえ、環境省において届出様式の改定を検討することとしている。

② 高圧トランス・コンデンサ等の処理促進策として、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」）の施設改造や、他エリアの処理施設の能力活用、無害化処理認定施設の活用等について提言され、報告書別添4の試案では、これらの対策を導入した際の処理に要する期間を試算している。この試案については、処理能力に応じた廃棄物が確保されることが前提であることから、保管事業者による計画的な機器の搬入に向けた都道府県市の役割が重要である。

(4) 安定器等・汚染物について（報告書「8-2 安定器等・汚染物」関係）

安定器等・汚染物については、豊田・東京・大阪エリアにおける処理体制の確保に具体的に取り組むこととしている。

PCB汚染物のうち、比較的濃度が低い汚泥や活性炭については、無害化処理認定施設を活用して処理の促進を図るべきであるとされた（詳細は(6)を

参照)。また、P C B汚染物については、その実態が必ずしも明らかになっていないため、廃棄物の種類、量及び性状について更に実態把握を進める必要性について提言されている。

(5) 微量P C B汚染廃電気機器等について（報告書「8－3 微量P C B汚染廃電気機器等」関係）

① 処理能力の増強について

微量P C B汚染廃電気機器等の処理の推進を図るため、処理施設の能力増強が必要であり、環境省としては、無害化処理認定制度による処理施設の確保に努めていくこととしている。無害化処理認定の申請に当たっては、実証試験を行うことが必要であるが、地元の理解が得られず実証試験を行うことが困難な場合がある。実証試験の実施に当たっては、適正かつ安全に行われることが前提であるが、処理施設の増強の必要性にかんがみ、都道府県市においても、試験計画の承認や地元への説明など実証試験が円滑に行われるよう御協力をお願いしたい。

一方、都道府県市の許可による処理事業者が1者存在することから、今後、都道府県市の許可が推進されることが期待されるとの報告書の提言を踏まえた取組をお願いする。

② 電気機器の製造年によるP C Bの混入の有無について

都道府県市に御協力いただいたグリーンニューディール基金微量P C B汚染廃電気機器等把握支援事業による測定結果などの現在までに把握されているトランス、コンデンサ等のP C B混入の有無に関する測定結果及び日本電機工業会の見解（報告書別添6）を踏まえ、日本電機工業会加盟メーカーが生産した機器について、別紙1のようにとりまとめたので、今後の参考としていただきたい。

(6) 無害化処理認定施設について（報告書「8－4 無害化処理認定施設」関係）

報告書において、従前の微量P C B汚染廃電気機器等に加え、それ以外のP C B濃度が5,000mg/kg以下のP C B廃棄物を無害化処理認定施設における処理対象物とすることが適当であるとされ、既に、関連告示の改正が行われたところ。（「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」（平成18年7月環境省告示第98号）等の新旧対照表を別紙2に示す。）

(7) 保管場所での適正な保管等（報告書「8－5 適正な保管等」関係）

都道府県市に御協力いただいた調査によれば、PCB廃棄物の保管事業場において年間30～40件程度のPCBの漏えい事案、年間30～50件程度のPCB廃棄物の紛失事案が発生しており、不適正な保管等による環境汚染が生じていることが懸念される（別紙3（検討委員会第1回資料5一部改訂））。

従前より、保管事業者への指導について取り組んでいただいているところであるが、今般、とりまとめられた別紙3の調査結果にかんがみ、PCBの環境中への漏えい等に関して危機感を強く持っていただき、さらなる指導徹底をお願いしたい。

PCB廃棄物の適正な保管等の確保については、報告書で提言されている以下のような点について取組をお願いしたい。

- 都道府県市は、保管事業者が適正な保管・処分に関する責務を有することについて、あらゆる機会を捉え、保管事業者の理解の増進を図ることが必要であること。
- 都道府県市が保管事業者に対して指導を行うため、PCB特措法第8条に基づく届出を徹底させた上で、前年と比べて保管状況に変化がある場合には、適正に処分がなされたことを確認する必要があること。
- 立入検査について、都道府県市の3割が3年以内にすべての事業所の立入検査を行っていることを参考にして、計画的に繰り返し立入検査を行うことが求められること。また、事業の廃止、事業場の移転、建物の売却があった場合などは、重点的に立入検査を行うなど効果的な立入検査の実施が必要であること。
- 保管場所での漏えい防止を図るため、保管場所の確認を行う際は、機器の腐食などによる漏えいのおそれがないかを点検し、必要な指導・助言を行うことが重要であること。
- PCB廃棄物の誤廃棄を防止するため、ラベルの添付を行うことや、盗難防止のため施錠をすることなどの措置が講じられていることを確認すること。また、建築部局、建設リサイクル法担当部局等と連携を図り、建屋の解体等がなされる場合の紛失の防止を図ることが重要であること。さらに、金属くず等を回収している事業者への啓発等に努めることが必要であること。
- 都道府県市は、PCB特措法第8条の届出をしていない事業者の掘り起こし作業を行い、未届出の保管事業者に対し、確実に届出を行うようにさせることが必要であること。また、JESCOに未登録の者に対し、都道府県市とJESCOが協力して保管事業者に対する呼びかけを行うなどの取組が必要であること。

検討委員会において事例紹介された鳥取県の保管事業者への指導等の取組

(別紙4) 及び北九州市の未届出のPCB廃棄物の掘り起こし調査についてそれぞれ参照いただきたい。

北九州市においては、PCB特措法第8条の届出をしていない事業者について、①従業員10人以上の事業場(8,912事業場)、②従業員5～9名の事業場(17,700事業場)について、未届出のPCB廃棄物がないか調査を行った。その結果、未届出のトランス・コンデンサ①185台、②110台が判明した(別紙5)。同市においては、従業員5名未満の事業場についても調査中である。その他の都道府県市においても、緊急雇用創出推進事業を活用して、調査人員を確保して実施するなどの事例がみられている。各都道府県市においても、これらの取組を参考にして、未届出のPCB廃棄物がないよう取り組んでいただきたい。

#### (8) 処理期限について(報告書「9-1 処理期限」関係)

報告書において、現行の28年7月の処理期限までにPCB廃棄物の処理を完了することは困難な状況であることを踏まえ、適切な処理期限を設定し、その期間に関係者の努力を集中することが重要であるとされ、具体的な処理期限については、少なくともストックホルム条約で定められている年限(平成40年)までに処理が完了できるようにすべきであり、これに2年程度の余裕を見込む必要があるとされた。

ただし、それぞれのPCB廃棄物については、全て処理期限まで処理を続けるのではなく、適切なスケジュールを設定し、できるだけ早く処理を終わらせるよう取り組むことが適当であるとされた。特に、高圧トランス・コンデンサ等の処理については、JESCOの各事業エリアごとに具体的な処理見通しを設定することが適当とされている。また、安定器等・汚染物についても、できる限り早期に処理がなされるよう、国、関係自治体が協力して処理体制を確保すべきであるとされた。すなわち、今後設定されるPCB特措法施行令第3条に規定する処理期限は、微量PCB汚染廃電気機器等を含むPCB廃棄物の処理期限であって、必ずしもJESCO各事業所の操業が当該年度まで行われるということではないことに留意することが必要である。保管事業者の中には、高圧トランス・コンデンサ等や安定器等・汚染物(JESCO処理対象物)についても、PCB特措法施行令第3条に規定する処理期限まで処理が延期されたと認識している事業者が存在するようであるが、保管事業者に対して、報告書においては上記のとおり提言されていることについて周知いただくとともに、処理施設への計画的な搬入など早期処理に協力するよう指導等を行うことが重要である。

#### (9) その他

今後、環境省においては、報告書で提言された内容を踏まえ、処理期限の設定（PCB特措法施行令の改正）について速やかに検討を進めることとしている。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画については、今後、環境省・JESCOにおいて報告書別添3及び別添4の内容をさらに検討した上で、その改訂について検討することとしている。

なお、今後、上記（1）から（8）に関連する各都道府県市の取組状況に関する調査を実施することも考えており、その際は御協力をお願いする。

## 電気機器の製造年によるPCBの混入の有無について

- A. 封じ切り機器であるコンデンサについては、1991年以降に国内で製造された機器のうち、日本電機工業会の加盟メーカー（※備考2）が生産した機器は、汚染がないと言える。（輸入された機器など特別な配慮が必要なものがあることに留意が必要である。）
- B. トランスのような絶縁油の交換が可能な機器については1994年以降は横出事例がほとんど見られず、PCBが検出されている場合は、出荷時点においてPCBが混入していない機器が、メンテナンス等で汚染された可能性がある」と推察される。このため、1994年以降に製造された機器のうち、日本電機工業会の加盟メーカー（※備考2）が生産した機器について、絶縁油に係るメンテナンス等が行われていないこと、又は、汚染のない油への入替え等が行われていることを確認できれば、PCBの汚染がないと言える（ただし、特定のメーカーの一部の機器（※備考3）について、1994年までに出荷した機器に、1989年以前に製造された新油絶縁油を使用したものがあり、PCBの混入の可能性があると判断しているため、これらの機器については個別に判断する必要がある。また、コンデンサと同様に輸入された機器など特別な配慮が必要なものがあることに留意が必要である。）。

※備考1 上記AとBそれぞれに該当する機器を表1に示す。

※備考2 表2を参照

※備考3 「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」（平成24年8月23日PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会報告書）別添6を参照

※備考4 上記について、日本電機工業会加盟メーカーが生産した機器について見解をとりまとめたものであり、日本電機工業会加盟メーカー以外のメーカーが生産した機器に関する混入の有無についての見解は示していない。

表1 電気機器の種類ごとの整理

A. 製造出荷後、注油、油交換等の絶縁油に係るメンテナンス等をする可能性が無い機器 (封じ切り機器)	B. 製造出荷後、注油、油交換等の絶縁油に係るメンテナンス等をする可能性がある機器
高圧コンデンサ 低圧コンデンサ サージアブソーバ	高圧トランス 低圧トランス 計器用変成器 避雷器 (サージアブソーバを除く) リアクトル 放電コイル 電圧調整器 整流器 遮断器 開閉器 直流高圧発生器 中性点抵抗器 等

表2 本資料における「日本電機工業会の加盟メーカー」

愛知電機 (株)	
北芝電機 (株)	
(株) キューヘン	<旧:九州変圧器 (株) >
(株) 指月電機製作所	
四変テック (株)	
(株) ダイヘン	
(株) 高岳製作所	
中国電機製造 (株)	
<u>トーエイ工業 (株)</u>	
東光電気 (株)	
<u>東京変圧器 (株)</u>	<旧: (株) トーヘン >
(株) 東芝	
東北電機製造 (株)	
(株) 西島電機製作所	
ニチコン (株)	
日新電機 (株)	
<u>日立エーアイシー (株)</u>	
(株) 日立産機システム	
(株) 日立製作所	
<u>(株) テックプレシジョン</u>	<旧: テック製造 (株)、テック柏谷電機 (株)、 (株) フジケン >
富士電機 (株)	<旧: 富士電機システムズ (株) >
北陸電機製造 (株)	
<u>日本ケミコン (株)</u> (ケミコン山形 (株))	<旧: マルコン電子 (株) >
パナソニック (株)	
	<旧: 松下電器産業 (株) >
	<旧: パナソニックエレクトロニックデバイスジャパン (株)、 パナソニックエレクトロニックデバイス富山 (株)、 富山松下電器 (株) >
パナソニックエコソリューションズ電路 (株)	
	<旧: パナソニック電工電路 (株)、松下電工電路システム (株)、 松下産業情報機器 (株)、松下受配電システム (株)、 松下産業機器 (株) >
三菱電機 (株)	
(株) 明電舎	

注1：日本電機工業会に加盟する油入電気機器を製造する各メーカーの1991年以降の社名を記載。

注2：日本電機工業会ホームページの会員一覧に掲載している全会員名ではなく、2003年11月に日本電機工業会発行の報告書「変圧器等への微量PCBの混入可能性に関する調査結果について」に記載した社名を記載。ただし、1991年以降に社名変更している場合は新旧社名を記載。

注3：下線を付けたメーカーは、現在は日本電機工業会に非加盟。